

令和7年度 濑戸内市小規模特認校 就学募集要項

温かな人々と 豊かな自然に囲まれて
地域と共に学ぶ

瀬戸内市立美和小学校と一緒に学びませんか！

瀬戸内市では、特色ある教育活動を行う小規模な学校の一層の活性化を図ることを目的に、小規模特認校制度を実施しています。

小規模特認校制度について

小規模校の特性を生かした教育活動を推進している小学校で学びたい、子どもを学ばせたいという希望者に対して、一定の条件をもとに、通学区域の学区外からの就学を認め、児童を受け入れる制度です。

地域の特色や少人数のよさを生かした教育活動や体験活動等を通して、生きる力や豊かな人間性を育てます。

瀬戸内市立美和小学校の特色

- 地域との交流を生かし、地域に学ぶ体験的な学習があります。

- 例)
- ・ 地域の方と共に取り組む農業文化体験
(米づくり、黒皮かぼちゃの栽培 等)
 - ・ 地域を生かした学習活動
(学区の古墳に学ぶ歴史学習、熟議の会 等)
 - ・ 地域と共にを行う合同運動会(美和音頭の継承)
 - ・ 35年の歴史を引き継ぐ「美和っ子太鼓」
 - ・ 地域の祭り(須恵古代まつり)への参加 等



就学の条件

小規模特認校への就学を希望する場合には、次の条件を満たすことが必要です。

- (1) 原則として、令和7年度に瀬戸内市立小学校第1学年へ就学する児童を対象とする。
(他学年については現在通っている小学校へ相談ください。)
- (2) 保護者の責任及び経費負担において、その児童を該当小規模特認校に通学させることができること。
- (3) 児童・保護者が、当該小規模特認校の教育計画に沿った学校生活を送り、卒業まで就学できること。
- (4) 保護者は、当該小規模特認校の教育活動及び PTA 活動等について十分理解し、積極的に協力すること。
- (5) 小規模特認校卒業後、瀬戸内市立中学校へ進学する場合は、児童が在住する学区の中学校に進学すること。

就学までの流れ

① 授業等見学及び相談

美和小学校への就学を希望される場合は、小学校の授業等の見学、管理職等への相談が必要です。令和6年10月21日(月)から11月1日(金)の期間で行いますので、希望日について美和小学校へご連絡ください。

② 申請書の提出

見学・相談後、申請書を期間内に瀬戸内市教育委員会 総務学務課まで提出いただきます。

提出書類：「小規模特認校への特認就学申請書」(様式第1号)

申請書類は瀬戸内市教育委員会 総務学務課にありますので、直接お問い合わせください。

申請期間：令和6年11月1日(金)から12月10日(火)の9時から17時まで

※土曜日、日曜日、祝日を除く

③ 面談の実施

申請書提出後、美和小学校長と面談をしていただきます。

④ 結果の通知

令和7年1月中旬に瀬戸内市教育委員会から保護者宛に結果を通知します。この通知により、受け入れの可否が決定となります。

なお、就学を許可した後に、申請と事実が異なるなど、就学に支障があると認められた場合は、就学許可を取り消すことがあります。

⑤ 就学の時期

就学は、令和7年4月1日です。

問い合わせ先

○ 学習内容・見学・相談に関すること

瀬戸内市立美和小学校 教頭 (電話 0869-26-2051)

○ 就学の手続きに関すること

瀬戸内市教育委員会総務学務課 就学担当 (電話 0869-34-5640)